

労働安全衛生調査（解説）

労働安全衛生に関する取組状況を把握するため、従来、次の5本の調査

- 1)労働環境調査（平成8年、13年、18年）
- 2)労働者健康状況調査（平成9年、14年、19年、24年）
- 3)労働災害防止対策等重点調査（平成23年）

技術革新と労働に関する実態調査（平成10年、15年、平成20年、平成20年調査をもって廃止）

- 4)建設業労働災害防止対策等総合実態調査（平成11年、16年、21年）
- 5)労働安全衛生基本調査（平成7年、12年、17年、22年）

が基本的に5年周期で順次実施されていた。（ ）内が最近、調査の行われた年である。

平成23年にこれらを含む調査名として「労働安全衛生特別調査」が設けられたが、さらに調査体系の見直しが行われ、平成25年には、労働安全衛生基本調査、労働災害防止対策等重点調査及び労働者健康状況調査を整理した労働安全衛生調査（実態調査）が行われている。

今後は、この「労働安全衛生調査（実態調査）」と「労働環境調査」、「特定業種の労働災害防止対策実態調査」を含む3本のローテーションとなる予定である。

（平成25年11月更新）